

## 新規実施項目のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記の検査項目を「健感発0205第4号 令和3年3月31日一部改正 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」の「4. 民間検査会社等（自費検査を含む）への検体提出の要請」に基づき、行政指示のもと受託開始することをご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

### 記

■ 実施日 2021年4月5日（月）ご依頼分より

### ■ 新規項目内容一覧

項目コード	検査項目 JLAC10	検体量	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査 方法	基準値 (単位)	備考
X792 7	SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) N501Yスクリーニング	鼻咽頭 ぬぐい液 1.0 mL	ARR (r)	冷蔵	測定ラポ 到着後 4~6		RT-PCR (リアルタイムPCR)	野生型 陽性 (+) 変異型 陰性 (-)	重 下記参照
		鼻腔 ぬぐい液 1.0 mL							
		喀痰 2.0 mL							
		唾液 1.0 mL							
		RNA 40 μL	マイクロ チューブ	凍結					

- 必ず、SARS-CoV-2陽性検体をご提出ください。SARS-CoV-2陽性検体以外は受託できません。
- 鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液は1.0mL程度の溶液（滅菌生理食塩水、PBS、ウイルス輸送液等）を滅菌ポリスピッツ（ARR）に入れてください。ウイルス不活化液での受託はできません。
- ウイルスが不活化された唾液および喀痰での受託はできません。
- 検査実施機関で検体保管している容器での提出も可能です。
- 提出容器は、必ず、蓋部分をパラフィルムでシールしてください。
- 他項目との重複依頼は避けてください。
- 本検査方法ではコンタミネーションの影響がより大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。



## ● SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）N501Yスクリーニング

厚生労働省より3月31日に通知された「健感発0205第4号 令和3年3月31日一部改正 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」の「4. 民間検査会社等（自費検査を含む）への検体提出の要請」に基づき、厚生労働省ホームページに掲載されている民間検査機関等並びに行政検査を受託している医療機関等より、SARS-CoV-2陽性検体について変異株PCR検査を実施いたします。

### ▼検査要項

検査項目名	SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）N501Yスクリーニング				
項目コード	X792 7				
検体量	鼻咽頭ぬぐい液 1.0 mL	鼻腔ぬぐい液 1.0 mL	喀痰 2.0 mL	唾液 1.0 mL	RNA 40 μL
容器	ARR (r) 滅菌ポリスピッツ				マイクロチューブ
保存方法	冷蔵				凍結
所要日数	4～6 日（測定ラボ到着後）				
検査方法	RT-PCR（リアルタイムPCR）				
基準値	野生型 陽性（+） 変異型 陰性（-）				
検査実施料					
判断料					
備考	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">重</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>必ず、SARS-CoV-2陽性検体をご提出ください。</u>SARS-CoV-2陽性検体以外は受託できません。</li> <li>• 鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液は1.0mL程度の溶液（滅菌生理食塩水、PBS、ウイルス輸送液等）を滅菌ポリスピッツ（ARR）に入れてください。ウイルス不活化液での受託はできません。</li> <li>• ウイルスが不活化された唾液および喀痰での受託はできません。</li> <li>• 検査実施機関で検体保管している容器での提出も可能です。</li> <li>• 提出容器は、必ず、蓋部分をパラフィルムでシールしてください。</li> <li>• 他項目との重複依頼は避けてください。</li> <li>• 本検査方法ではコンタミネーションの影響がより大きくなりますので、検体採取にあたっては取り扱いに充分ご注意ください。</li> </ul>				

&1

### ●本項目の留意事項

- 1) 本検査は厚生労働省より通知の「健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 3 月 31 日一部改正 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」の「4. 民間検査会社等（自費検査を含む）への検体提出の要請」に基づき、受託いたします。
- 2) 感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。
- 3) 必ず、検体送付の前に該当する HER-SYSID を確認し、専用依頼書に必要情報を明記の上、ご依頼ください。
- 4) 検体の返却はいたしません。
- 5) カテゴリー-B の三重梱包でご提出ください（RNA を除く）。輸送方法は別途、ご案内いたします。
- 6) 検査費用は発生いたしません。